農業経営基盤強化準備金制度について

制 度 内 容

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化を図る取組を税制面で支援する制度です。農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用機械・施設等を取得した場合、圧縮記帳できます。

【活用例】3年間積み立てて、4年目に農業用機械を取得した場合

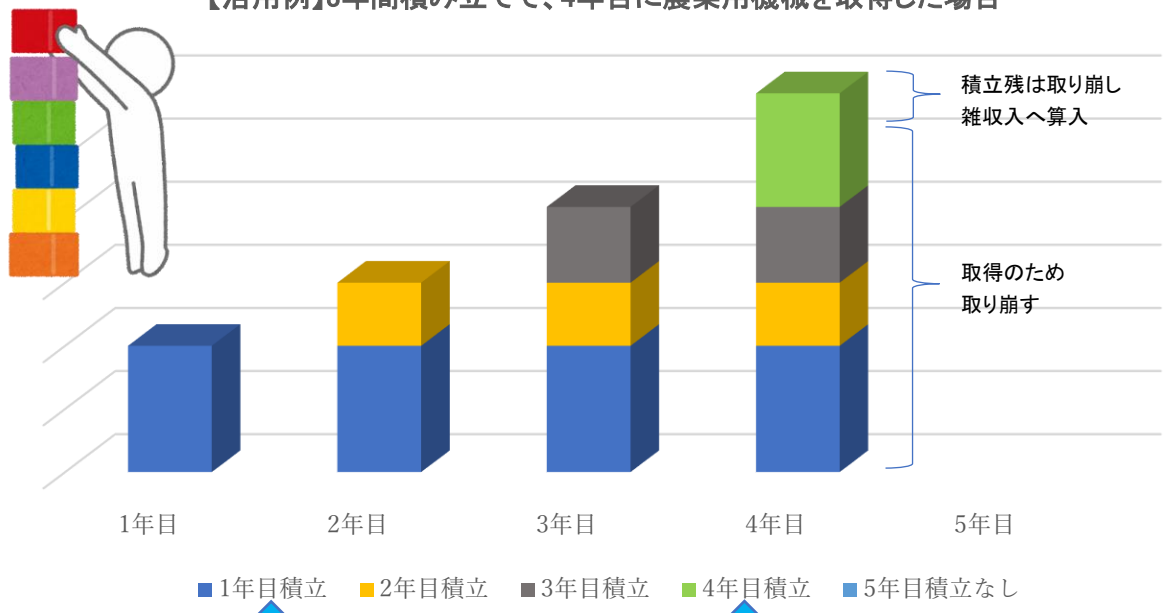

準備金の積み立てと取り崩し

積み立てた交付金については、
① 個人は必要経費算入
② 法人は損金算入
5 年を経過した積立金残額は強制取り崩しとなり、その年の雑収入に算入

農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳できる
① 準備金取崩額
② その年に受領した交付金額

対 象 者

青色申告により確定申告を行う 認定農業者（個人、農地所有適格法人）又は 認定新規就農者（個人）であって、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する 地域計画 において 農業を担う者 として位置づけられている農業者が対象となる。

対 象 交 付 金

① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
③ 水田活用直接支払交付金　　※申請者本人名義の交付金に限る

対 象 資 産

以下の資産を取得する場合に準備金を活用することができます。

○ 農用地

・ 農地、採草放牧地

○ 農業用の機械・施設等（取得価額が 30 万円以上の資産に限る。）

・ 機械及び装置・ 器具及び備品

・ 建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）

・ 構築物・ ソフトウエア　　※ただし、トラック、フォークリフトなどの車両等、又は中古品は対象外。

必要経費（損金）算入の限度額

積立時：事業年度の交付金収入額と事業年度の事業所得の金額のいずれか少ない金額

取得時：準備金取崩額と事業年度の交付金収入額の合計と事業年度の事業所得の金額のいずれか少ない金額

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

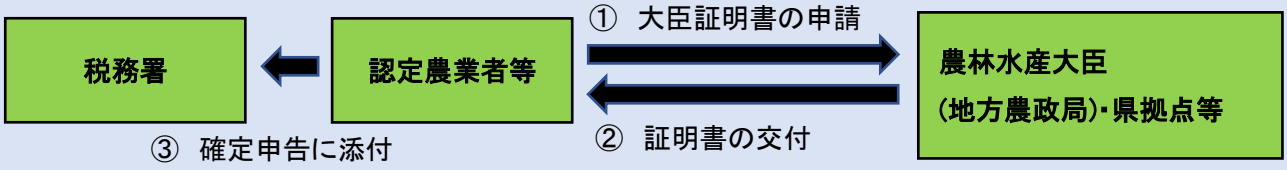

積み立て時に必要な書類

㋐基盤強化準備金の証明申請書（様式 1 号）
㋑準備金に関する計画書兼実績報告書（様式 5 号）
㋒対象交付金の交付決定通知書等の写し
㋓農業経営改善計画認定証の写し
㋔農業経営改善計画認定申請書の写し
㋕前年確定申告書の写し（初年度申請者は不要）
㋖当年確定申告書(仮計算したもの)

固定資産取得時に必要な書類

㋐取得した場合の証明申請書（様式 3 号）
㋑準備金に関する計画書兼実績報告書（様式 5 号）
㋒対象交付金の交付決定通知書等の写し
㋓農業経営改善計画等の写し
㋔農業経営改善計画認定申請書の写し
㋕前年確定申告書の写し（初年度申請者は不要）
㋖当年確定申告書(仮計算したもの)

農業経営基盤強化準備金制度の内容や大臣証明書の申請手続き等に関しては、
「農林水産省　農業経営基盤強化準備金申請」で検索するとサイトが出てきますので
ご覧ください。　※当JAホームページにも資料を掲載しております。

また、担当者に電話で質問する場合は、下記までお気軽に
お問合せください。

東北農政局　山形県拠点　経営所得担当（準備金担当）
TEL：023-622-7247　FAX:023-622-7256
準備金相談 e メール：junbi_ymg@maff.go.jp